

令和5年度（第67回）

船員労働安全衛生月間活動報告

神戸地方船員労働安全衛生協議会
船員災害防止協会神戸支部

令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間を終えて



神戸地方船員労働安全衛生協議会
会長 瀧源 創八

本年度の船員労働安全衛生月間は、暑さが厳しい中、また、大変お忙しい中、活動委員の皆様方におかれましては、月間活動へのご参加、ご協力いただき誠にありがとうございました。

特に訪船指導におかれましては、例年以上に高い気温の対応となったこと及び新型コロナウイルスやインフルエンザ感染対策等により、大変ご苦勞が多かったものと思います。本当にお疲れ様でした。

今年度の月間活動は、神戸地区（神戸港、東播磨港、洲本港）での「訪船指導」、「海中転落者救助訓練」、「船員無料健康相談」を実施し、但馬地区（8月実施）においては、「訪船指導」、「生存対策講習会」を実施する等、コロナ前とほぼ同じ規模の活動となっております。

船員の災害の防止、健康確保及び快適な船内環境で安心して働ける魅力ある職場の実現を目指して、昭和32年に始まった安全衛生月間活動は今年度で67回目となります。

神戸運輸監理部管内の状況を見たところ、令和4年度に2件の死亡事故が発生しております。

また、令和4年度において三日以上の休業を伴う災害発生数は、34件であり、災害発生率は0.88%となっております。

以上のことから、死亡・重大事故「ゼロ」と災害発生率の低下を目指し、今後も引き続き船員の災害防止と健康確保について注視を続け、取組みを推進して参りたいと思いますので、皆様ご協力の程お願い申し上げます。

最後に月間中の皆様方のご協力に改めて感謝申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

目 次

I	令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要領	1
II	船員災害防止大会宣言	4
III	令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間活動状況	
1.	月間開始式、船員災害防止大会等の開催	5
2.	広報活動	6
3.	安全・衛生に関する訪船指導	7
4.	船員無料健康相談の実施	8
5.	安全講習会等の開催	9
6.	活動委員等	9
◎	年間を通じた活動について	10
	月間活動実績関係資料	
	<資料1> 令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間活動実績	12
	<資料2> 月間開始式並びに船員災害防止神戸大会 次第	13
	<資料3> 月間関係 新聞等掲載記事	14
	<資料4> 船員労働安全衛生月間 広報活動状況調査 結果概要	17
	<資料5> 月間中の訪船指導船舶数	18
	<資料6> 令和5年度 月間訪船指導結果	19
	<資料7> 船舶飲用水の水質検査結果	21
	<資料8> 事故撲滅のための調査表 集計結果	22
	<資料9> 令和5年度(第67回)船員労働安全衛生月間活動委員名簿	24
◎	神戸地方船員労働安全衛生協議会・構成員名簿	26

I 令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間実施要領

1. スローガン

安全な航海祈ると 家族の便り 無事故に備える 守り札

2. 実施期間

令和5年9月1日～9月30日

3. 実施事項

協議会会員を中心に活動委員を選出し、総務班、安全指導班、衛生指導班を編成し、関係官公署・関係団体の協力を得て以下の事項を実施する。

(1) 広報活動

① ポスター、標語ビラ、パンフレット等の作成配付

船員災害防止協会等が作成したポスター、標語ビラ、パンフレット等を海事関係者の事務所、船客待合所等関係者の目につきやすい場所に掲示し、幅広く月間運動の趣旨を周知する。

また、啓発用グッズや構成員からの寄贈品を、関係団体等を通じて船舶所有者や船員に配付するとともに、訪船指導時、期間中に開催されるイベント等においても同様に配付する。

② 報道機関等の活用

月間運動を啓発するため、運動期間中に実施する諸行事について、報道機関を活用するとともに、関係団体等の会報、機関誌（紙）に掲載依頼をする。

③ 懸垂幕、横断幕、のぼりの掲揚

月間運動を広報するため、海事関係者の協力を得て、「船員労働安全衛生月間」と銘入れた懸垂幕・横断幕・幟を、関係機関の事業所、船客待合室等の関係者の目につきやすい場所に掲揚する。

④ 緑十字旗の掲揚

安全衛生意識の高揚を図るため、関係者に対し緑十字旗の掲揚を依頼する。

(2) 月間開始式並びに船員災害防止大会の開催

海事関係者が一堂に会し、月間運動を契機に、より一層安全意識の高揚を図り、船員災害の撲滅を期するため、船員災害防止協会神戸支部と共催で、月間開始式並びに船員災害防止大会を開催する。（9月1日開催予定）

併せて、安全衛生に関する特別講演会を開催する。

(3) 安全衛生に関する訪船指導等

神戸運輸監理部・本局管内の神戸港をはじめとした各港内に停泊中の船舶を重点的に訪船し、乗組員とともに船内を巡回のうえ、安全衛生チェックリストに基づき点検を実施する。点検の結果、不安全な状態が認められる船舶については、船長に改善を指導するとともに、その船舶所有者に対しても改善を要請する。

点検に当たっては、「安全衛生の手引き」を各船舶において配付し、船内安全衛生委員会の設置や船内の食事管理、医療報告書の備置・活用といった改正事項を踏まえた指導を行う。

安全指導班及び衛生指導班はそれぞれ以下の事項に留意して指導を行う。

①安全指導班

- ・ 海中転落防止のため、その起因となっている転倒・つまずきの防止のため安全な通路・足場の確保状況や転落危険箇所への安全索・安全ネット等の設置状況を確認し、改善の必要がある場合には、船長に是正措置を求めるなど指導を行う。
- ・ 海中転落の際の存命率向上のため、作業用救命衣の着用を徹底する。また、周囲に人がいない状況での原因不明の海中転落が多いことから、単独での作業は避け、万一の転落時にも迅速に救助が行えるよう指導する。
- ・ 協議会地区内の船舶所有者を対象として、8月に「事故撲滅のための自己点検シート」を活用し、月間開始前に自主点検を促す。

②衛生指導班

- ・ 船内飲用水に係る月に1回以上の遊離残留塩素の含有率の検査の実施及び年に1回以上の公的検査機関による水質検査の受検、清水タンク等の洗浄実施の徹底を図るとともに、3検体程度を目処に訪船時の採水検査を実施する。

(4) 訪社指導

船舶所有者及び漁協等の関係団体を訪問し、安全衛生管理体制の指導を行う。特に安全衛生委員会を設置している会社においては、活動状況を調査するとともに、船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促す。

(5) 船員無料健康相談の実施

関係医療機関の協力を得て、神戸港及び東播磨港において、船員無料健康相談を実施し、メンタルヘルスの確保、メタボリックシンドローム等による生活習慣病を中心とした健康確保対策を推進する。

(6) 高年齢船員の死傷災害の防止

高年齢船員の「慣れ」からくる油断や、高齢化に伴う体力・筋力の低下による死傷災害を防止するため、自らの体力等の把握、良好なチームワークの構築、滑り止め等の設備の整備等、その防止対策の指導を行う。

(7) 若年船員に対する安全衛生指導の充実

訪船指導時に、船長をはじめとする熟練船員によるノウハウの伝承や、チェックリストを用いて作業基準等を点検・改善する安全衛生管理手法を通じた教育・指導を促す。

(8) メンタルヘルスに対する対策

疾病発生件数に増加が見られるメンタルヘルス対策として、船員の健康無料相談や特別講演会等活用し、メンタルヘルスに対する知識及び意識の向上に努める。

(9) 感染症に対する対策

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症については、それぞれの感染症に応じた予防対策を徹底させる。

(10) 月間運動の実施状況の取りまとめ及び報告

今後の船員災害防止活動に資するため、月間報告会を神戸及び但馬地区を対象に開催し、月間運動の実施状況の取りまとめ及びその評価を行うとともに、訪船等で明らかになった船員の安全衛生面についての問題点を整理する。また月間中の諸行事の実施状況等を冊子にとりまとめ、関係者に配布する。

Ⅱ 船員災害防止大会宣言

昭和 32 年度に始まりました船員労働安全衛生月間は、本年度で 67 回目を迎えます。

この間、関係者皆様のご努力により、船員の死傷災害・疾病の発生率は着実に減少して参りました。ただ、ここ 10 年以上その減少傾向は鈍っており、近年の発生事例を基に、発生状況を再認識し、同様の災害疾病の発生を防止するための更なる努力が求められている状況です。

現在、我が国では、少子高齢化により中長期的な生産年齢人口の減少、様々な業種で担い手の確保が大きな課題となっております。船員も全く同様の状況です。特に、内航船員は、死傷災害や疾病の発生率が高い 50 歳以上が全体の約半数を占めており、働き方改革の一環としてその健康確保を図ることは、担い手の確保の観点からも重要な課題となります。

災害や疾病による船員の休職や離職は、ご本人やご家族にとり深刻な事態であることは勿論、海運業・漁業の業界にとりましては人的財産の大きな損失となります。私たち船舶所有者・船員は、ともに、安全衛生管理体制の整備をはじめ災害を防止する活動に積極的に取り組み、船員が働き甲斐、生き甲斐をより強く感じることができ、ご家族が更に安心して送り出せる職場環境を確立することが強く求められております。

令和 5 年度船員災害防止実施計画では、最新の事件事例を踏まえ、

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策、
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策、
- 漁船における死傷災害防止対策、
- 船舶の設備などハード面での安全対策の推進、
- 船員の健康確保対策、
- 新型コロナウイルス感染症などの感染症予防対策、
- その他の健康管理上の取り組み、
- ハラスメント防止とメンタルヘルスの確保
- IT を活用した健康管理の推進、
- 年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病への対策、

などが重点分野と位置付けられています。これら重点対策の取り組みを、船員労働安全衛生月間の指導に反映し確実に実施するとともに、労働時間、労働負荷の軽減にも努め、安全で魅力ある職場づくりに取り組まなければなりません。

私たちは、令和 5 年度第 5 6 回船員災害防止神戸大会を開催し、第 67 回船員労働安全衛生月間のスローガン「安全な航海祈ると家族の便り 無事故に備える守り札」の下、初心に立ち返って、船員災害の減少を目指して大いなる成果を上げるべく、ご家族も一体となった日々の活動を推進していくことを誓い、ここに宣言致します。

令和 5 年 9 月 1 日

船員災害防止協会神戸支部長 酒井 隆司

Ⅲ 令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間活動状況

令和5年度（第67回）船員労働安全衛生月間では、“安全な航海祈ると家族の便り無事故に備える守り札”をスローガンに掲げ、船内での安全かつ衛生的な作業環境・居住環境を実現し、安心して働ける魅力ある職場づくりを目指して、当協議会月間実施要領により集中的に諸活動を展開した。

今年度の月間活動では、昨年度までの新型コロナウイルス感染対策により規模の縮小を余儀なくされた活動についても精力的に実施した。＜資料1＞

1. 月間開始式、船員災害防止大会等の開催

9月1日に、船員災害防止協会神戸支部との共催により、月間開始式並びに船員災害防止神戸大会を開催した。＜資料2＞

今年度は、海事関係者55名の参加があり、船員労働安全衛生月間活動を通じて安全衛生意識の高揚を図り、船員労働災害の撲滅と船員の健康確保へ向けた諸活動を積極的に推進していく旨参加者で確認を行った。



＜月間開始式・挨拶（左から瀧源会長、酒井支部長、臼井監理部長）＞

船員労働安全功績者表彰では、「海中転落者救助訓練」を実施するなど、多年にわたり協議会の月間活動実施に協力貢献した功績により、大阪湾パイロットボート株式会社と大阪湾水先艇株式会社に対し感謝状を授与した。



＜月間開始式・功績者表彰＞

また、開始式に併せて、「船員の為の腰痛予防対策」と題し、一般財団法人神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院 リハビリテーション科係長 清水啓介氏をお招きし、特別講演会を開催した。



＜特別講演の様子＞

2. 広報活動

月間活動の趣旨や月間行事を周知するとともに、安全衛生意識の高揚を図るため種々の広報活動を実施した。

(1) ポスター、パンフレット等の配布

- ① 月間啓発の各種ポスターやその他安全衛生に関する取組みを促すパンフレット等を関係団体、関係官公署等に配布し、事務所・ロビー等へ掲示依頼した。また、訪船指導時には各船舶にて同様に配布し、船内での掲示を依頼した。



- ② 当協議会が作成した啓発用グッズを、構成員より寄贈されたバンドエイド、ウェットティッシュ、ポケットティッシュを併せて広報物として関係団体、関係官公署等に配布した。

(2) 報道機関等に対する広報

月間期間中に実施する主な行事・日程等について神戸海運記者クラブ等を通じて報道機関に発表し、但馬地区の訪船活動と月間開始式に関する記事が新聞で取り上げられた。＜資料3＞

(3) 懸垂幕、のぼりの掲揚

「船員労働安全衛生月間」の懸垂幕・のぼりを次の箇所に掲げた。

・神戸地区

メリケンパーク
サニーピアクリニック
事務所（神鋼物流(株)）

・但馬地区

但馬漁業協同組合香住支所
但馬漁業協同組合柴山支所
浜坂漁業協同組合本所
浜坂漁業協同組合諸寄支所



(4) 広報活動状況調査

効果的な月間活動の実施のため、海事関係者がそれぞれ実施している周知広報活動の状況について、総務班活動委員を対象に調査を実施した。協議会や船員災害防止協会等が作成・配布している既存の資料・広報物を活用した周知広報が中心となっている事が確認された。〈資料4〉

3. 安全・衛生に関する訪船指導

(1) 訪船指導

指導員が**83隻（一般船舶45隻、漁船38隻）**に訪船した。月間の趣旨の徹底を図るとともに、安全な作業環境と衛生的な居住環境の実現に向け、チェックリストに基づき点検を実施した。また、別途旅客船3隻に対して、船舶飲用水の水質検査を実施した。〈資料5・6・7〉

【訪船指導における主な指導事項】

漁船については、船内一部につまずき防止の安全カバー又は警戒塗色の措置が講じられていない船舶が確認されたため、早急に改善するよう指導した。

一般船舶については、特に指導事項はなかった。



〈訪船指導の様子（神戸地区）〉



＜訪船指導の様子（但馬地区）＞

(2) 「事故撲滅のための調査」の実施

当調査は、船舶所有者（漁船を除く）にチェックシートを活用した点検により、自船の安全レベルを把握し、今後の安全対応に繋げることを目的に実施した。

配布数113者のうち、68者（船舶数210隻）から回答があり、調査結果は＜資料8＞のとおりである。

4. 船員無料健康相談の実施

神戸掖済会病院（東播磨港）、神戸マリナーズ厚生会病院及びサニーピアクリニック（神戸港）の3機関により、船員無料健康相談（血圧測定、尿検査、血液検査（サニーピアクリニック実施分を除く）、問診含む）を実施し、計70名が参加した。



＜船員無料健康相談の様子（東播磨港）＞



＜船員無料健康相談の様子（神戸港）＞

5. 安全講習会等の開催

9月15日に洲本港において、「海中転落者救助訓練」（主催：大阪湾パイロットボート株式会社、参加者70名）が実施され、海難等発生時に必要な知識・技術の習得を図った。

＜海中転落者救助訓練の様子＞

6. 活動委員等 <資料9>

総務班	27名	安全指導班	17名
衛生指導班	3名	事務局	4名
		合計(延べ)	51名

